

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次に掲げる者のうち、無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。電波法（第5条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許を受け、工事落成の期限（期限の延長があったときはその期限）経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしなかったことにより無線局の免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 2 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 3 電波の発射の停止の命令を受け、その停止を解除された日から6箇月を経過しない者
- 4 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止を解除された日から6箇月を経過しない者
- 5 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から3年を経過しない者

A - 2 次の記述は、免許の有効期間及び再免許の申請について、電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して □ A □ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、□ の本文の規定にかかわらず、10年とする。

船舶安全法第4条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の船舶の船舶局（「義務船舶局」という。）及び航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、□ の規定にかかわらず、□ B □ とする。

再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、特定実験局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前 □ C □ を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、□ の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	無期限	3箇月以上6箇月
2	5年	10年	1箇月以上3箇月
3	3年	無期限	1箇月以上3箇月
4	3年	10年	3箇月以上6箇月

A - 3 船舶局において、通信の品質を改善するため空中線電力の指定を10ワットから50ワットに変更し、かつ、送信装置を50ワットのものに取り替えて運用しようとする場合、免許人は電波法（第17条から第19条まで）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事をする事について総務大臣の許可を受け、送信装置の取替えの工事をした後、当該工事の結果について総務大臣の検査を受けなければならない。
- 2 空中線電力の指定の変更を総務大臣に申請してその指定の変更を受け、送信装置の取替えの工事をした後、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 空中線電力の指定の変更を総務大臣に申請してその指定の変更を受け及び無線設備の変更の工事をする事について総務大臣の許可を受けて送信装置の取替えの工事をした後、総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 4 空中線電力の指定の変更を総務大臣に申請してその指定の変更を受け及び無線設備の変更の工事をする事について総務大臣の許可を受けて送信装置の取替えの工事を行い、その後最初に行われる定期検査（電波法第73条第1項の検査のことをいう。）の際に、当該工事の結果について変更検査（電波法第18条の検査のことをいう。）を受けなければならない。

A - 4 次の記述は、船舶局等の免許の承継について、電波法（第20条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人について相続があったときは、その相続人は、□A□。

船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を□B□に変更があったときは、変更後船舶を□B□は、□A□。

の規定は、航空機若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。

から□C□までの規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に□C□なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	運行する者	申し出て検査を受け
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	所有する者	届け出
3 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出て検査を受け

A - 5 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、電波法（第35条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(3)までに掲げる□A□をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) □B□を備えること。
- (2) その船舶の入港中に定期的に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。
- (3) その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。

A	B
1 措置	予備電源
2 措置	予備設備
3 措置のうち一又は二の措置	予備電源
4 措置のうち一又は二の措置	予備設備

A - 6 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について、無線設備規則（第15条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り□A□によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る□B□によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B
1 外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
2 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化
3 振動又は衝撃	外囲の温度若しくは湿度の変化
4 電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
5 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度若しくは湿度の変化

A - 7 次の記述は、船舶局の無線設備の操作の特例について、電波法施行規則（第34条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条（無線設備の操作）第1項ただし書の規定により、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行う場合においては、その操作は、□A□を行う場合に限る。この場合において、その船舶又は航空機が□B□に到着したときは、速やかに一定の無線従事者を補充しなければならない。

A	B
1 遭難通信、緊急通信及び安全通信	最初に日本国内の港又は飛行場
2 遭難通信、緊急通信及び安全通信	日本国内の目的地
3 無線電話通信	最初に日本国内の港又は飛行場
4 無線電話通信	日本国内の目的地

- 8 次の記述は、無線局の運用について、電波法（第53条及び第54条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、□Aは、免許状又は登録状（以下「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に記載された□Bであること。

(2) 通信を行うため□Cであること。

無線局は、免許状に記載された□D内でなければ、運用してはならない。ただし、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 識別信号、電波の型式及び周波数	ものの範囲内	必要最小のもの	運用許容時間
2 識別信号、電波の型式及び周波数	もの	適正な値のもの	運用義務時間
3 無線局名及び呼出符号又は呼出名称	ものの範囲内	適正な値のもの	運用許容時間
4 無線局名及び呼出符号又は呼出名称	もの	必要最小のもの	運用義務時間

A - 9 次の記述は、無線局の運用について、電波法（第57条及び第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

(1) □Aを行うために運用するとき。

(2) □Bを運用するとき。

実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を□C。

A	B	C
1 無線設備の機器の試験又は調整	実験無線局	使用してはならない
2 無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる
3 至近距離にある無線局と通信	実験無線局	使用することができる
4 至近距離にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない

A - 10 次の記述は、電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

27, 524 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

(1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、□Aの周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（□Bの周波数の電波については、安全通信）を行う場合

(2) 呼出し又は応答を行う場合

(3) 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合

(4) □Bの周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1)に掲げる通信を除く。）を行う場合

500 kHz、2, 182 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、□Cにわたってはならない。ただし、2, 182 kHzの周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び156.8 MHzの周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

に規定する周波数の電波は、これらの電波を発射しなければ無線設備の機器（警急自動電話装置を除く。）の試験又は調整ができない場合には、の規定にかかわらず、これを使用することができる。

A	B	C
1 156.8 MHz	27, 524 kHz	2分以上
2 156.8 MHz	27, 524 kHz	1分以上
3 27, 524 kHz	156.8 MHz	2分以上
4 27, 524 kHz	156.8 MHz	1分以上

A - 11 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）の呼出し及び呼出しの反復について、無線局運用規則（第58条の4及び第58条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類
- (2) 相手局の識別表示
- (3) □ A □
- (4) 自局の識別信号
- (5) □ B □
- (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
- (7) 終了信号

海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。

船舶局における呼出しは、□ C □ 以上の間隔をおいて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□ D □ の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

	A	B	C	D
1	通報の型式	通報の種類	10分間	15分間
2	通報の型式	通報の種類	5分間	20分間
3	通報の種類	通報の型式	5分間	15分間
4	通報の種類	通報の型式	10分間	20分間

A - 12 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答について、無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第154条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項（「呼出事項」という。）によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号 □ A □
- (2) 自局の呼出符号 □ B □

応答は、順次送信する次に掲げる事項（「応答事項」という。）によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号 □ C □
- (2) 自局の呼出符号 □ D □

	A	B	C	D
1	3回以下	3回以下	3回以下	3回以下
2	3回以下	3回以下	1回	1回
3	2回以下	2回以下	2回以下	2回以下
4	1回	1回	1回	1回

A - 13 遭難通信は、どのような場合に行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 2 船舶又は航空機の航行の安全に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A - 14 次の記述のうち、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置として誤っているものを、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は捜索救助用レーダートランスポンダの通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 2 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 5 海岸局は、遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A - 15 次の記述は、安全通報の送信等について、無線局運用規則（第94条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して□Aを行うものとする。

□Aは、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。

により□Aを行った無線局は、これに引き続いて、次に掲げる□Bを前置して安全通報を送信するものとする。

- (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「SECURITE」
 (2) 無線電話による場合にあっては、「セキュリテ」又は「警報」の3回の反復
 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、の(1)の□Bの次に自局の識別表示を前置しなければならない。

A	B
1 安全通報の告知	緊急信号
2 安全通報の告知	安全信号
3 安全呼出し	緊急信号
4 安全呼出し	安全信号

A - 16 次の記述は、無線周波数スペクトル及び衛星軌道の使用について、国際電気通信連合憲章（第44条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない□Aよう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

構成国は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、無線周波数及び関連する軌道（対地静止衛星軌道を含む。）が□Bに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が公平に使用することができるように、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。

A	B
1 最小限度にとどめる	有限な天然資源であること
2 最小限度にとどめる	需要に対して不足していること
3 最大限確保する	有限な天然資源であること
4 最大限確保する	需要に対して不足していること

A - 17 次の記述は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書（第1章第16規則）に規定する無線通信要員の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、□Aに関する無線通信について資格を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、無線通信規則に定める□Bを有し、場合に応じ、そのうちの一人は、□C、無線通信について第一の責任を有する者として指名される。

A	B	C
1 船舶の航行	証明書	船舶の航行中
2 船舶の航行	無線通信業務の経験	遭難した際
3 遭難及び安全	証明書	遭難した際
4 遭難及び安全	無線通信業務の経験	船舶の航行中

A - 18 次の記述のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのは、どの場合か。電波法（第72条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が重要無線通信（890メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で、電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信等のことをいう。）に妨害を与えていると認めるとき。
- 3 無線通信業務に従事することを停止された無線従事者がその業務に従事していると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 5 無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用していると認めるとき。

A - 19 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、電波法施行規則（第39条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 措置をした旨を総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告し、再度の検査を受けなければならない。
- 2 その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに措置をした旨を総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出なければならない。
- 3 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 4 措置をした旨を検査職員に報告し、当該検査職員の確認を受けなければならない。

A - 20 次の記述は、時計及び業務書類の備付けについて述べたものである。電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類については、同一の免許人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 2 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるもの（登録局にあっては、法及びこれに基づく命令の集録）については、同一の免許人又は登録人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 3 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 4 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるものについては、備付けを省略することができる。

B - 1 次に掲げる用語の定義のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として回答せよ。

- ア 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- イ 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ウ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱なものを含まない。
- エ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- オ 「無線従事者」とは、無線設備の操作及び無線局の管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

B - 2 次の記述は、無線局が、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信を電波法施行規則（第37条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局において当該船舶局の □ア□ 相互間で行う通信

□イ□ の海上移動業務の無線局と船舶局との間で行う海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第22条（巨大船等の航行に関する通報）又は第33条（海難が発生した場合の措置）第1項本文の規定による通報及び同法第23条（巨大船等に対する指示）の規定による指示のための通信

船位通報（遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する □ウ□ に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信

□エ□ の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信

□オ□ のために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間又は航空局と航空機局との間若しくは航空機局相互間の通信

- | | | | |
|---------|-------------|----------|----------------|
| 1 港務用 | 2 地方公共団体 | 3 船上通信設備 | 4 気象の照会又は時刻の照合 |
| 5 海上保安庁 | 6 電気通信業務の通信 | 7 船舶の位置 | 8 水先業務用 |
| 9 無線設備 | 10 気象又は海象 | | |

B - 3 次の記述は、無線電話通信における遭難通報に対する応答について、無線局運用規則（第82条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) □ア | 1回 |
| (2) 遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (5) □イ | 1回 |
| (6) 「メーデー」又は「遭難」 | 1回 |

により応答した船舶局は、□ウの指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。

- (1) 自局の名称
- (2) 自局の位置（原則として□エをもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□オで示す距離によって表すことができる。）
- (3) 遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間
- (4) その他救助に必要な事項

及びの事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

- | | | | |
|----------------|--------------|----------|-------|
| 1 遭難通信責任者 | 2 「了解」又は「OK」 | 3 経度及び緯度 | 4 どうぞ |
| 5 「メーデー」又は「遭難」 | 6 海里 | 7 警急信号 | 8 海域 |
| 9 キロメートル | 10 その船舶の責任者 | | |

B - 4 次の記述は、船舶局の無線業務日誌に毎日記載すべき事項について、電波法施行規則（第40条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）の氏名、資格及び□ア（変更のあったときに限る。）

時計を標準時に合わせたときは、その事実及び□イ

船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載すること。）

自局の船舶の航行中□ウにおけるその船舶の位置

無線局運用規則第5条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細

電波法第80条（報告等）第3号（無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときのことをいう。）の場合は、その事実及び措置の内容

□エの電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細（電源用蓄電池を充電したときは、その時間、充電電流及び充電前後の電圧の記載を含むものとする。）

□オの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細

- | | | | | |
|------------|--------|------------|------------|---------|
| 1 正午及び午後8時 | 2 服務方法 | 3 遭難自動通報設備 | 4 午前0時及び正午 | 5 送受信装置 |
| 6 照合者 | 7 員数 | 8 時計の遅速 | 9 予備設備 | 10 レーダー |

B - 5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第39条及び第48条の2）及び電波法施行規則（第32条の10及び第34条の11）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 海岸局及び船舶局のすべての無線設備は、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ操作を行ってはならない。

イ 船舶局の免許人は、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、船舶局無線従事者証明に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

ウ 船舶局無線従事者証明を申請することができる無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

エ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、船舶局無線従事者証明を行わないことができる。

オ 船舶局無線従事者証明を受けようとする者は、資格別に行う船舶局無線従事者証明の国家試験に合格しなければならない。